

○議長（上田順康君） 順番10番、13番 松浦君。

〔13番（松浦健次君）登壇〕

○13番（松浦健次君） 私は次の2点について質問いたします。一つは、市長の意識改革を求める、二つ目は訪問看護事業についてであります。

まず、市長の意識改革を求めるについて伺います。市政は国政とは異なり、国の安全保障や外交、金融といった複雑な問題がない点で簡単な構造と言えます。要は限られた財産を金銭的、時期的にどのような配分と優先順位で実現していくかという問題であります。それは普通の市民がなるほどと納得できる内容でなければなりません。それに該当するか否かは、公平かどうか、なれ合い政治と事なかれ主義、場当たり先送り政治かどうかを判断基準とするとわかりやすいと考えます。

以下、幾つかの問題点を指摘いたします。

まず、市税の滞納について。市税は平成17年度末で8億2,000万円の滞納となっております。問題は十分な支払い能力がありながら時効によって納税義務を免れている悪質滞納者が少なくないということであり、収納不可能となったいわゆる市税の欠損は、平成17年度5,900万円、16年度5,400万円となっております。このうち悪質滞納者として県の回収機構に送られた市民42人に限定して考えてみても、そのうち11人で計872万円が時効により納税義務を免れているのであります。この中には1人で300万円を超える市税を免れた者もおります。これでは市当局の怠慢で872万円をどぶに捨てたも同然であります。この責任はだれがどんな形でとったのか。しかし、何の責任もとらない、とっていないということ

であります。こういう無責任体制が残念ながら橋本市の本質であります。まじめに税金を納めている大半の市民はどのような感情を持つてまいしょうか。

次に、市営住宅の家賃の滞納について問題点を指摘いたします。家賃の滞納額の最高は1世帯229万円、滞納期間の最長は17年にわたる。これは決算委員会における私の質問に対する市当局の答弁であります。滞納金額の視点からもう少し詳しく見ますと、10万円から50万円の滞納者は71世帯、50万円から100万円の滞納者は25世帯、100万円以上の滞納者は13世帯となっております。慢性的な不況のもとでやむを得ない場合もあると思いますが、市営住宅へ入居したくても果たせず、民間の高い家賃の住宅に入居している市民が大勢いることを考えると、あまりにも不公平ではないでしょうか。私が決算委員会で家賃の時効について質問した際、市当局は公営住宅の家賃は時効にかかりませんなどと法律の常識からは考えられない答弁をしております。市長はこの程度の管理の実態を直視すべきであります。

次に、職員の退職金について。本市では国家公務員に準じて、退職時の給料の59.28カ月分、具体的には大卒で定年まで勤めたとして約2,700万円の退職金が支払われます。しかし、橋本市内の企業に勤める社員の退職金と比較して、合理的額と言えるでしょうか。市当局は国の指導があるから合理的だと説明するが、私は妥当でないと考えます。なぜなら、都道府県、市町村の財政事情は皆同じというわけではありません。余裕のある自治体から破綻に瀕した自治体まで千差万別であります。各自治体が自主的に身の丈、つまり自己の財政

事情に応じた退職金を決定することが、地方のことはその住民が決めるという地方自治の本旨にかなうというのが普通の考え方ではないでしょうか。今後6年間の退職金約40億円のほとんどを借金で賄い、返済を後の世代に負わせるという事情のもとではなおさらであります。にもかかわらず、国の指導云々と正当化するのには、自己に都合のいい解釈にすぎないのではないかと。さらに言えば、国の指導の数值は、地方自治体が不当に高い退職金を設定して財政破綻を招くことを防止するために上限を設定したものと考えるのが妥当ではないでしょうか。

次に、一部事務組合、わかくさの運営に関する負担金年間約6,000万円について考えてみます。予算・決算の内容の当否の審査をする機会を市当局、議会ともに与えられず、白紙的に要求されるままに支出を継続しているのであります。これでは市民から預かっている財産を無駄遣いさせないために、市民の代弁者である議会に予算の審議権、議決権を与えた地方自治法第211条第1項の趣旨に反するのではないのでしょうか。

以上は一例であります。いずれも私がいつも指摘するなれ合い政治と事なかれ主義、場当たり先送り政治に起因するところが大きいと思われまふ。もちろん木下市長の1人の責任ではなく、前者の行為による点も多々存在することは認めまふ。また、議会としてもかかる現状を招いたことの責任を痛切に感じるべきであります。しかし、木下市政が始まってはや1年半の歳月が流れております。この点も踏まえた上での質問であります。

第2問、訪問看護事業について。市当局は、訪問看護事業の充実という観点からいかなる構想を持っておられるのかを伺います。

以上で私の1回目の質問を終わります。

○議長（上田順康君）13番 松浦君の一般質

問に対する答弁を求めまふ。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）13番の松浦議員の質問にお答えをいたします。

議員お尋ねの市税滞納者の件であります。地方自治体は最も基幹的な自由財源としての税の位置づけが今後増大することとなり、より税収の安定確保への対応が一層重要な課題となっている中で、このことは税の公平性から見ましても、納期までに納めていただいております善良な市民の方々にとりましてもは不公平感を抱かせる一端ともなると考えております。滞納者対策といたしましては、和歌山地方税回収機構、私もその理事を担っておりますわけですが、ここへの移管等による滞納処分を行うとともに、市におきましても、滞納整理を主とした収納対策の改善を進めておるところであります。今後もより一層の徴収強化に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願ひをいたします。

次に、2点目のご質問につきましては、現在、家賃滞納者に対しては電話督促や督促状、催告状を送付するとともに、訪宅徴収を実施する中で、返済指導や夜間徴収等の徴収努力をいたしておりますが、今の経済情勢の悪化が改善されにくい状況において、徹底した滞納額の解消に至っていないのが残念ながら現状であります。今後、特に悪質滞納者に対しましては、訪宅徴収のより一層の強化を図り、納付の公平な負担を強く滞納者に求めてまいりたいと考えまふ。平成19年度において、法的措置も視野に入れ滞納解消に努めてまいりたいと思ひますので、ご理解のほどをお願ひいたしたいと思ひます。

次に、職員の退職手当についてのご質問でございますが、今年度の定年退職者11名の平均支給額は2,231万円となっております。退職

手当は、東京高裁の判例にもありますように、給与の後払いや生活保障的な性質をあわせ持っているものでございまして、国家公務員退職手当法に準じた橋本市職員の退職手当に関する条例の規定に基づき支給しております。また、人事院勧告に基づき、国の退職手当法が改正される場合は、本市条例もそれに準じた改正案を議会に提出の上、ご審議いただいているところでございます。

次に、一部組合、わかくさのおただしについてでございますが、母子生活支援施設わかくさについては、既に議員ご承知のとおり、一部事務組合を構成する関係市町が負担する運営費によって運営されてございます。事業の執行にあたっては、組合議会において、その時々議案審議を通じ、方針決定をしております。したがって、管理者や組合事務局に一任しているわけではございません。また、これまでもたびたびおただしのありました、わかくさの建て替えの件につきましても、一部事務組合議会において審議され議決されたもので、その後の建て替えから大規模回収へと方針変更されたことについても、組合議会の全員協議会、その後の組合議会に変更する理由が説明され決定されたものであります。本市といたしましても、議員の1人として賛意をあらわしました。

松浦議員の言われる問題点をいかに改善するかというご質問に対しては、私は橋本市長に就任して以来、市民の代表として組合議会の議員として出席し、職責を全うしておりますので、ご理解のほどをよろしく願いいたします。私も市民の皆さまのご信任をいただいておりますので、初代市長として新橋本市のかじ取りを仰せつかったと認識いたしてございます。私への意識の改革を求められるまでもなく、私はおのれの信念と政治的判断に基づき、私をご信任いただきま

した市民の皆さま方並びに議会議員の方々に、この新しいまちの基礎を築くべく邁進することが、市民の皆さま方の負託にこたえることと確信をするところでございます。よろしくご理解のほどをお願い申し上げます、私の答弁いたします。

○議長（上田順康君）病院事業管理者。

〔病院事業管理者（石井敏明君）登壇〕

○病院事業管理者（石井敏明君）松浦議員のご質問にお答えいたします。

橋本市訪問看護ステーションは、県知事の指定を受け、平成6年7月、橋本医療圏を中心とする寝たきり老人等、居宅において療養を必要とする患者の支援を目的として設置されました。その後、平成12年度にはケアプラン作成のための居宅介護支援事業所の指定も受け、現在は訪問看護とケアプラン作成の二つの業務を行っております。なお、開設者は市長でございますが、規則により管理運営等は病院事業管理者に委任されております。

次に経営状況でございますが、現在200名近くの登録患者を抱え、年間延べ6,000回を超える訪問を行う中、毎年度1,000万円以上の純利益を上げており、平成17年度末には1億4,479万7,711円の内部留保資金を持つに至っております。今回の医療制度改革で、療養病床の削減が盛り込まれ、今後ますます在宅療養の需用が見込まれる中、訪問看護ステーションの担うべき役割はますます高まるものと考えられます。このような状況の中、過重労働にならないよう人員増を図るとともに、労働に見合った給与の支給等待遇改善に取り組んでまいりたいと考えており、4月より施行できるよう準備を進めているところでございます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上田順康君）この際、11時まで休憩いたします。

（午前10時46分 休憩）

(午前11時00分 再開)

○議長（上田順康君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。13番 松浦君、再質問ありますか。

13番 松浦君。

○13番（松浦健次君）ご回答ありがとうございました。そしたら、順番に再質問させていただきます。

まず、市税、市営住宅の家賃滞納、これについて基本的な姿勢を伺いました。ただ、時効で損失をこうむった、市の明らかな怠慢でこうむった額についての責任については、一つも述べられておらないということは残念です。税金の滞納が悪質であり橋本市が多大の損害をこうむっているにもかかわらず、訴訟手続きにより債務の履行を迫っているというケースが1件もない。これほど家賃の滞納と、これほど悪質な滞納者がおっても、訴訟で実現するという決意が感じられない。今まで市長は小さな声ですけども、法律的手続きを辞さないということを書いてくれましたので、その点は一応評価しますけれども、並々ならぬ決意を持って橋本市財政再建のために頑張っていたらと思います。

訴訟手続きにおいても徴収するんだと、そういう強い決意が市長にあれば、現場の担当者もそれなりのことを言えるんですけども、上が弱腰であれば担当者だって腰を引かざるを得ない。大変な思いをして徴収業務に携わってくださっております職員の方々のためにも、市の毅然とした態度を要請します。

それから、退職金についてなんですけども、国が国がという人事院云々の話ですけども、私は橋本市として地方公共団体の一つとしてそういうことで財政再建ができるのかという、これは見解の相違ですので、これ以上質問し

ませんけども、極めて残念なところですよ。

それと一部事務組合、これについて市長の答弁は半分誤解に基づくものであります。私は6,000万円の負担金が橋本市議会の予算委員会において何ら内容を吟味する機会を与えられず、6,000万円を出しなさいと言われて、はい、そうですかと出している現状は、市議会に予算審議権、議決権を与えた法の趣旨に反するのではないかと。無駄遣いさせないために市議会に審議権、議決権を与えて、それで予算を執行すると、こういう法の趣旨に反する。6,000万円が白紙委任ですよ。これは妥当でないと考えます。

それと市長は、私も一生懸命市民の負託を受けて頑張っているんだと、そういうことを言われましたけれども、それは私も当然認めます。尊敬申し上げているところでもあります。それにもかかわらず、議員として目につくところ、これは議会で発言しなければなりませんので、これも私は議員としての仕事ですので一生懸命やらせていただきます。基本的な市長の意識を問うということなので、橋本市行政改革大綱、これを出してくれまして、そして集中改革プラン、これも出ております。しかし、これは極めて不適切な内容、要するにやる気が見えてこない。なぜか。説明します。橋本市行政改革大綱の5ページに、行政サービスの質の向上・適正化、計画策定・実施・検証・見直し、PDCAサイクルで頑張りますと、こういうふうに基本的な姿勢を言ってくださっておるんですけども、それを具体化したと思われる集中改革プラン、これは線がいっぱい、矢印が横に右向いて、全部矢印というのがたくさんあるんです。これはチェック・検証・見直し、こういうことがなされないで5年間ずっと行きっ放しということを示しているんですね。これでは検証・チェック・見直しも入らない。こういう中で集

中プランと言えるんでしょうかね。集中プランと言えるためには、政策の重要性とか優先順位、こういうものが必要なんですけれども……。

（「通告外だ。この4項目の中で言わない」と呼ぶ者あり）

○13番（松浦健次君）基本的な考え方を問う、以上は一例と書いてあるじゃないですか。議長、よろしいんでしょう。

それで、こういうチェックも見直しも入らないのに5年続くという……。

○議長（上田順康君）松浦議員に申し上げます。行政改革については通告がありませんので、通告をもとに質問をしていただきたいと思えます。

○13番（松浦健次君）議長、行政改革単独じゃなくて、基本的な姿勢として、市長は自分は市民の負託を受けてやっているんだと、こう言われましたので、これからの木下市長の頑張っていくと、これを柱としてやっていくんだということについて、それは賛じられませんかよということなんですよ。

○議長（上田順康君）きょうは一般質問でございますので、通告に従って質問をしていただきますと、時間が……。

○13番（松浦健次君）しかし、市長の基本姿勢を問うと、意識改革を問うと。これが意識改革で、この点について大いに意識改革してくださいよと、そういうことですから、一例を述べて四つ書いてあるんですけれども、それに限定しなければならんのですか。

○議長（上田順康君）市長も答弁の最後に言われておりましたけれども、市民から負託を受けて市長に出てこられた。しかも無投票で……。

○13番（松浦健次君）時間をとめてもらえますか。

○議長（上田順康君）休憩いたします。

（午前11時10分 休憩）

（午前11時15分 再開）

○議長（上田順康君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。13番 松浦君、再質問ありますか。

13番 松浦君。

○13番（松浦健次君）私の質問の仕方を膨らまし過ぎたので、皆さんにご迷惑をかけましたことをおわびします。私の真意は、これは質問じゃなくて私の一つの意見として聞いていただきたいんですけども、改革大綱、そして集中改革プラン、これが基本的な骨組みの枠内から出ていると。出ているということは、チェックも入らないで、また見直しもないと。それが5年もずっと続いて矢印がたくさんあるんですよ。そういうことで決意のほどを信じられないとか、こういう大綱をつくって満足しておられるようでは具合が悪いと、そういうことです。

それと、もう一つ、これは市民からよく聞くんですけども、市長に対して、いろんなイベントに参加してあいさつしておられると、大変忙しいなど。市長にお話を伺ったら、きょうもこれで三つ、あと二つあるんやとか、もう大変な激務なんですけれども、確かに市民との触れ合い、市民との交流の中で意見を吸い上げて行政に反映させるという観点からは、そういうことも非常に大事なことなんですけれども、それにウエートを置き過ぎているんじゃないか。市の職員、あるいはご自分でじっくりと静かに市政について考えるという時間がないんじゃないか、また健康の面からも他人事ながら心配させていただいております。それで、その辺じっくりとひざを交えているんな議論をしていただくということも大事かと思えます。1番については以上で質

間を終わります。

次に、訪問看護事業、2番に移らせていただきます。今、管理者から説明をいただいたんですけども、4月からちゃんとした制度を実行するというお話なんですけれども、現在のような過酷なというか過労状態が始まったのはいつかと、どれぐらい何年ぐらい現状で引きずってこられたのか、そのところをだいたい結構ですのでお伺いできますか。

○議長（上田順康君）病院事業管理者。

○病院事業管理者（石井敏明君）平成6年に訪問看護事業を私が病院で働いておりましたときに立ち上げたわけですが、そのときでは、いわゆる老人の介護の背景、バックグラウンドも今ほど厳しくございませんでしたので、嘱託職員でサービスを受ける方々も少なかったわけですが、近年になって非常に急増しております。当初よりも利益を上げて、少ない人数でやっておったという状況はあるわけですが、この数年間、非常にオーバーワークになっている。職員を増やしたいわけなんですけれども、なかなか訪問看護ステーションに職員が集まらないという実態がございまして、義務感というんですか、働く方々が住民からうちの家にも来てほしいという要望があったときには断れないと。したがって、もうずっと仕事が増えていくということで、非常にオーバーワークになっておるとい実情がございます。

以上です。

○議長（上田順康君）13番 松浦君。

○13番（松浦健次君）そしたら、それによって訪問看護事業の内容の充実と特定の人にしわ寄せがいかないというような健康面という観点からも、改善というのは早急にさせていただきたいと思うんですけども、募集しても集まらない、応じてこないということは、一番大きな原因というのはどういうところにある

んですか。

○議長（上田順康君）病院事業管理者。

○病院事業管理者（石井敏明君）やはり待遇改善に尽きるのではないかというふうに思っております。所長以下、現在11名の職員で対応しておるわけですが、24時間体制で、いわゆる待機状態で勤務できる職員というのは5名しかおりません。その他の職員さんはパートというんですか、昼間だけしか勤務しないとか、時間でしか勤務しないという方を雇っております。それと基本給が安いということがあります。嘱託で所長の給与が25万円で働いていただいておりますということが問題でございまして、待遇改善によりまして働いた形の中で、もっと訪問看護ステーションに応募していただける看護師さんが来ていただける条件というのを整える必要があるのではないかなど、このように思っております。

○議長（上田順康君）13番 松浦君。

○13番（松浦健次君）数年間こういう状態が続いているということで、4月までということは、私は非常にある意味では無責任な話だと思うんですけども、4月からは確実にやっていただけるということなんでしょうか。先ほどのご発言、答弁の中で確実でしょうか。

○議長（上田順康君）病院事業管理者。

○病院事業管理者（石井敏明君）できるだけ早くやりたいので、4月にはぜひとも待遇改善を実施したいというふうに考えております。

○議長（上田順康君）13番 松浦君。

○13番（松浦健次君）管理者は市長から委任を受けて管理者となっておられるので、市長、病院の管理者の構想、これを4月に始める、開始するというのを、委任者である市長はどのようにお考えですか。

（「管理者の権限や」と呼ぶ者あり）

○議長（上田順康君）13番 松浦君。

○13番（松浦健次君）いろんな事情を背景と

して私は今質問しているんです。そういう話
だったらそれで結構です。

以上、質問を終わります。

○議長(上田順康君) これをもって、13番 松
浦君の一般質問は終わりました。